改正後	改正前
３　［略］	３　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　適性検査に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。	二　適性検査に関すること（人事課及び航空医学課の所掌に属するものを除く。）。
三　航空医学の調査及び研究に関する実施計画に関すること（前号に掲げるものを除く。）。	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（地方防衛局組織規則の一部改正）

第六条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（部次長）	（部次長）
第八条　北海道防衛局、北関東防衛局、近畿中部防衛局及び九州防衛局の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、東北防衛局、南関東防衛局及び中国四国防衛局の企画部並びに南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、沖縄防衛局の企画部及び調達部に、次長三人を置く。	**第八条**　地方防衛局（北海道防衛局、東北防衛局、南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、東北防衛局及び南関東防衛局の企画部並びに南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、沖縄防衛局の企画部及び調達部に、次長三人を置く。
2　［略］	2　［同上］
（企画部に置く課）	（企画部に置く課）
第十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。	**第十四条**　企画部に、次に掲げる課を置く。
地方調整課	地方調整課
地方協力基盤整備課（北関東防衛局に限る。）	地方協力基盤整備課（北関東防衛局に限る。）
移設整備課（沖縄防衛局に限る。）	移設整備課（沖縄防衛局に限る。）
施設対策計画課（南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）	施設対策計画課（南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）
周辺環境整備課	周辺環境整備課
防音対策課	防音対策課
住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）	住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）
住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）	住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）
住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）	住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）
業務課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）	業務課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
施設補償課（東北防衛局に限る。）	施設補償課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
施設管理課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）	施設管理課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）	施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
（地方調整課の所掌事務）	（地方調整課の所掌事務）
第十五条　［略］	**第十五条**　［同上］
2　東北防衛局及び中国四国防衛局の地方調整課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。	2　東北防衛局及び中国四国防衛局の地方調整課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。
一　［略］	一　［同上］
二　第三十三条第一項第六号に掲げる事務	二　第三十三条第一項第五号に掲げる事務
三　［略］	三　［同上］
3～5　［略］	3～5　［同上］